

# 意見書

## 厚木基地周辺住宅防音工事の助成対象区域縮小に反対する意見書

厚木基地周辺自治体は、同基地等に起因する航空機騒音の実態にかんがみ、かねてから同基地周辺における第一種区域、いわゆる住宅防音工事の助成対象区域の拡大を要望してきたところであるが、さる五月三十日に防衛施設庁横浜防衛施設局から神奈川県及び厚木基地周辺各市に対し、航空機騒音調査結果の報告が行われた。

その内容は、おおむね同基地南北方向の騒音区域が拡大する一方で、同基地西側に位置する綾瀬市、海老名市及び本市それぞれの一部地域については縮小するというもので、これにより第一種区域も縮小するとされているが、航空機騒音に悩まされている各市民の実態からしても、大変遺憾であり、到底承服できるものではない。

よって国におかれましては、いわゆる住宅防音工事の助成対象区域を縮小することなく、維持もしくは拡大するよう強く求めるものである。

## 地方議会制度の充実強化に関する意見書

平成五年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治に係る地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化してきている。

また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、みずから住民のための政策を発信していかなければならないのは必然である。

このような中、二元代表制の下での地方議会の役割は、一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能のさらなる充実と、その活性化を図ることが強く求められている。一方、各議会においては、みずからの議会改革等を積極的に行っているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべきさまざまな制度的課題がある。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後六十年経過し、「議会と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会に係る制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しを急務である。

二十一世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自律性を発揮してはじめて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に

応じた議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって、国におかれては、現在、第二十八次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、①議長に議会招集権を付与すること②委員会にも議案提出権を認めること③議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く求める。

## 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書

地方六団体は、「基本方針二〇〇四」に基づく政府からの要請により、昨年八月に、地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところである。

しかしながら、昨年十一月の「三位一体の改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成十六年度分を含め、おおむね三兆円とし、その約八割を明示したものの、残りの約二割については、平成十七年中に検討を行い、結論を得るとし、多くの課題が先送りをされ、真の地方分権改革とは言えない状況にある。

よって、政府においては、平成五年の衆参両議院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議をはじめ、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の「三位一体の改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分踏まえ、次のとおり改革案の実現を強く求めるものである。

- 一 地方六団体の改革案を踏まえたとおむね三兆円規模の税源移譲を確実に実現する。
- 二 生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱いは、「国と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。
- 三 政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。
- 四 地方六団体の改革案で示した平成十九年度から二十一年度までの第二期改革案について政府の方針を早期に明示すること。
- 五 地方交付税制度については、「基本方針二〇〇四」及び「政府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。

## 真の地方分権改革の実現に関する意見書

地方六団体は、「基本方針二〇〇四」に基づく政府からの要

請により、昨年八月に地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところである。

しかしながら、昨年十一月の「三位一体の改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成十六年度分を含めとおむね三兆円とし、その約八割を明示したものの、残りの約二割については、平成十七年中に検討を行い結論を得るとし、多くの課題が先送りをされ、真の地方分権改革とは言えない状況にある。

よって、政府においては、平成五年の衆・参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議をはじめ、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の「三位一体の改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体及び関係団体の意向を十分踏まえ、次のとおり改革の実現を強く求めるものである。

- 一 おおむね三兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
- 二 生活保護費負担金の最終的な取り扱いは「国と地方の協議の場」において、協議・決定するとともに国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。
- 三 地方交付税制度については、「基本方針二〇〇四」及び「政府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財務調整機能を充実強化すること。

## 容器包装リサイクル法の処理経費の自治体負担の軽減を強く求める意見書

平成七年に施行され、十二年に完全施行された容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）には、施行後十年を経過した段階で検討を加え、必要な措置を講ずることが定められている。

このため、現在、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会において、制度の見直しに向けた審議が進められており、本年秋ごろには最終的な取りまとめを行うこととされている。

現行の容器包装リサイクル法は、法本来の目的である容器包装廃棄物の発生抑制が十分機能しておらず、特に再商品化の工程の中で最も費用負担の大きい分別収集・選別・保管を市町村が担っているため、各市町村の財政を圧迫している。本市においても、プラスチック容器包装の処理量は、平成十三年度五百六十四トンであったものが平成十六年度では八百三十三トンと四年間で四二％もふえており、ペットボトルを含む容器包装廃棄物の処理経費は一億五千万円を超えている。容器包装リサイクル法の見直しに当たっては、拡大生産者

責任の原則に基づき、事業者の責任と負担を明確にする必要がある。

よって、本市議会は、容器包装リサイクル法の改正に当たっては、改修費用や選別・保管費用についても事業者の負担を求め、自治体の負担の軽減を強く求めるものである。

## 「障害者自立支援法案」に関する意見書

現在、国会では「障害者自立支援法案」が審議されている。同法案では、「応益負担」の導入や施設利用者に対する食費・医療費等の全額自己負担など、介護保険と同様の方向で負担制度が大きく変更されようとしている。たとえ低所得者に対する軽減措置が実施されても、障害が重い人ほど負担が重くなり、負担できない障害者はサービス利用を断念するといった問題が心配され、結果的に親・家族の負担をふやし、障害者の自立への道を大きく阻むことになりかねない。

また、障害者本人のサービス利用であるにもかかわらず、親・家族にも利用料を負担させるとは、同法の「自立支援」の名にも逆行しているといわざるを得ない。障害者が社会の一員として普通に生活するためには、本人の努力だけではどうにもならず、福祉・医療サービスの利用がどうしても必要である。これを「益」とすることは、福祉の理念そのものを根底から否定するようなものである。そもそも障害者施策においては二〇〇三年四月より「支援費制度」がスタートしたばかりであるにもかかわらず、財政対策だけを優先し、障害者・家族はもちろん、地方自治体からの不安や疑問の声を無視した拙速な制度改定自体こそ問題である。

また、制度の移行期間が一年もない中で、しかも年度途中でも見直しが地方自治体において大きな混乱となることは必須である。

よって本市議会は、政府に対して以下の点を要望するものである。

- 一 障害者の福祉・医療サービスの利用に対する「応益負担」制度の導入は再検討すること。
- 二 施設利用者に対する食費・医療費・光熱水費・個室利用料の全額自己負担は再検討すること。
- 三 親・家族の費用負担制度について再検討すること。
- 四 障害者の福祉・医療サービスを推進するにあたって、地方自治体への十分な情報提供と財政支援を行うこと。

## ゆとりある教育を実現するための教育予算増額と義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書

今、教育に求められているものは、子ども一人ひとりが大切にされ、ゆたかな人間関係の中で教育が行なわれることであり、このことは保護者・地域住民・教職員共通の願いです。

(五面に続く)